

第3章 フランス

第3章 フランス

第1節 組織の概要

1. 設置主体

フランスの職業紹介や失業保険関連の業務を担っている組織は、雇用局（Pôle emploi）である。この雇用局はサルコジ政権時の2009年1月、旧・公共職業安定所（ANPE : Agence nationale pour l'emploi＝国立雇用紹介所）と失業保険制度の運営組織の全国商工業雇用連合（Unédic : Union nationale pour l'emploi dans l'industrie et le commerce）及びその地方機関の商工業雇用協会（Assédic : Associations pour l'emploi dans l'industrie et le commerce）が統合されて創設された組織である。統合前、失業者は求職者登録のためにANPEに出向き、失業手当の受給手続きをするためにAssédicに出向く必要があった。複数の窓口を訪れる必要があったため失業者にとって大きな負担となっていて、速やかな再就職活動の開始を妨げていると考えられていた。そこで求職者登録、再就職活動の指導、失業保険給付といった失業者の再就職支援をワンストップ・サービスで提供するため組織統合が行われた。また、失業保険制度の保険料徴収はUnédicが行っていたが、統合後には社会保障及び家族手当に関する保険料徴収連盟（URSSAF : Unions de recouvrement des cotisations de sécurité sociale et d'allocations familiales）が担当することになった。

現在の雇用局の前身となるANPEが設置された際の法的根拠は、1967年のオルドナンスである（Ordonnance n°67-578 du 13 juillet 1967 creation d'une agence nationale pour l'emploi＝雇用のための国の機関の設立に関する1967年7月13日のオルドナンス¹）。現在の職業紹介業務と失業保険関連業務が一体化された雇用局設置の法的根拠は「公共雇用サービスの組織の改革に関する2008年2月13日の法律」（Loi n° 2008-126 du 13 février 2008 relative à la réforme de l'organisation du service public de l'emploi）²である。

雇用局の最高意思決定機関（Conseil d'administration）は18人のメンバーからなり、国家公務員が国の代表者として5人が参画し、労働組合側としてフランス民主労働総同盟（CFDT）、管理職総同盟（CFE-CGC）、フランスキリスト教労働者同盟（CFTC）、労働総同盟（CGT）、労働総同盟労働者の力（CGT-FO）から5人、使用者側としてフランス企業運動（MEDEF）、中小企業総連盟（CGPME）、手工業連合会（UPA）から6人、この他に労働大臣が任命する有識者、地域や地方自治体の代表者等からなる。国は雇用局に対して最高

¹ 以下の URL 参照。

http://www.legifrance.gouv.fr/jopdf/common/jo_pdf.jsp?numJO=0&dateJO=19670719&numTexte=&pageDebut=07238&pageFin=

以下、本稿におけるホームページ最終閲覧は2015年4月22日。

² 以下の URL 参照。

<http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000018117826>

意思決定機関において影響力を発揮する³。国は雇用局をコントロールする対象と同時に、パートナーという位置づけになっている⁴。このような意味において雇用局は国の機関である。

雇用局が行う失業保険制度は、労働組合中央組織（ナショナルセンター）と経営者団体が締結する全産業を対象とした労働協約に基づいて管理・運営されている。国が主体となって行う法定社会保障制度とは区別されたものであり、社会保障法典（Code de la sécurité sociale）L.111-124に規定されている法定の「社会保障（sécurité sociale）」には含まれず、法定外制度のひとつとして「社会保護（protection sociale）」制度の一部を担っている。

失業保険制度の根拠法は、労働法典L.5422-1条～L.5422-22及び2011年5月6日の労働協約である。制度の根底にあるのは労働協約であるが、失業手当の給付要件をはじめとする制度の基本的な枠組みは労働法典に規定されているため、労使による自由な協約というよりも法定の制度という性格が強い。

失業保険制度の管理・運営の基本となる労働協約は、労組側として、CFDT、CFE-CGC、CFTC、CGT、CGT-FOの5つの組織と、使用者側としてMEDEF、CGPME、UPAの3つの組織によって合意されたものである。管理・運営の意思決定を担う運営協議会（Conseil d'administration）の会長には労使のメンバーが2年ごとに交互で就くことになっている。2014年1月からの運営体制は以下のとおりである。

会長（Présidente）：Patricia Ferrand, CFDT

第一副会長（Premier vice-président）：Jean-François Pilliard, MEDEF

第二副会長（Deuxième vice-président）：Yves Razzoli, CFTC

第三副会長（Troisième vice-présidente）：Geneviève Roy, CGPME

財務担当（Trésorier）：Patrick Liébus, UPA

財務担当アシスタント（Trésorier adjoint）：Franck Mikula, CFE-CGC

監査役（Assesseurs）：Stéphane Lardy, FO - Denis Gravouil, CGT - Eric Le Jaouen,
MEDEF - Dominique Tellier, MEDEF

2. 拠点設置数

雇用局の組織構造は、組織の中心に総局があり、総局は戦略管理・運用・対外関係局、人的資源管理・社会関係局、行政・財政管理局、リスク管理局、情報システム管理局の5局で構成されている。雇用局の拠点数については、26の地域機関（本土22及び4つの海外県⁵）、

³ 雇用局ホームページの「組織とガバナンス」参照。

<http://www.pole-emploi.org/poleemploi/organisation-et-gouvernance-@/13901/view-category-13901.html?>

⁴ 雇用と公共政策に関する政府のポータルサイト参照。

<http://www.emploi.gouv.fr/acteurs/pole-emploi>

⁵ 労働問題リサーチセンター・日本生産性本部（2009）参照。

100の地方機関、905の現地事務所、141の専門機関となっている⁶。

3. 所掌事務

雇用局は、既述のとおりANPE、Unédic、Assédicの三組織が統合して創設された。旧ANPEに相当する部門が求職者（失業者）登録、認定の業務を担っていた。旧Unédicに相当する部門が失業保険料の徴収と支出管理に関する関連業務を担い、旧Assédicに相当する部門が実際の失業保険給付業務を担当していた。旧Unédicは、全国の旧Assédicを統括する組織で、全国レベルの基金の管理、財源調達、行政組織を検討し、施行上の責任を負う組織であった。旧Assédicは、旧Unédicの下部組織で、失業保険制度への加入、保険料徴収、失業保険給付、報告資料作成等、窓口業務を中心に行っていた。旧3組織が担っていた業務が雇用局に引き継がれている⁷。

職業紹介業務に関して、中央組織と地方組織の指揮命令関係と示したのが、図表3-1である。図表3-1中にあるDIRECCTEとは企業・競争・消費・労働・雇用地方局 (Directions Régionales des Entreprises, de la Concurrence, de la Consommation, du Travail et de l'Emploi (Direccte)) のことであり、フランス本土の地域及び海外県に置かれている労働、雇用、経済、産業に関係する省庁の行政当局である⁸。

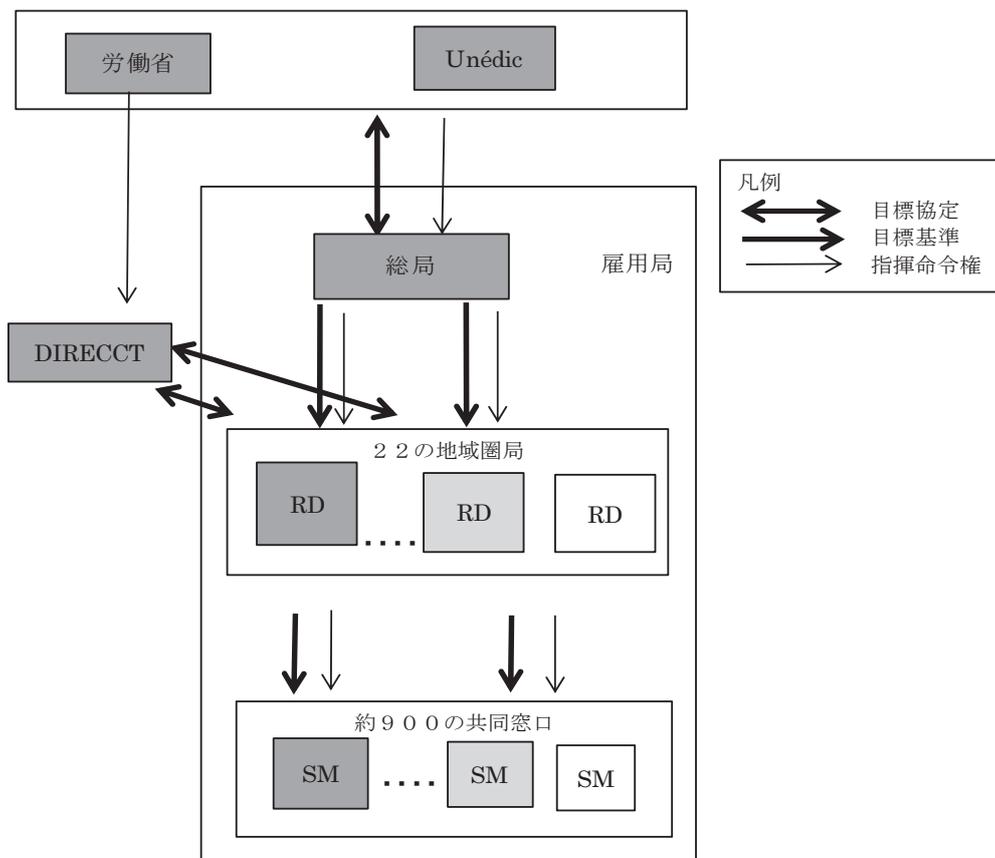
⁶ European Commission, 2014 参照。

⁷ 2009年1月1日の組織統合により、職業紹介関連及び失業保険関連の窓口が一本化されたが、労働問題リサーチセンター・日本生産性本部（2009）によれば、統合されたのはANPEとAssédicの窓口機関であり、Unédicに関しては統合されず、100人程度の職員が残り、失業手当額や保険料の設定、労働協約締結などについて担当するとされている。

⁸ 以下のホームページ参照。

<http://www.direccte.gouv.fr/la-direccte-un-interlocuteur-unique-pour-les-entreprises>

図表3-1 職業安定行政における中央と地域圏・地方圏の関係と指揮命令



注：DIRECCTEは部分的に2011年になってDRTEFPとDDTEFPの合併によって成立

出所：Kaltenborn et al. (2011)より（DGEFP = Délégation Générale à l'Emploi et à la Formation Professionnelleの資料に基づく）

4. 失業保険事務の実施主体

既述のとおり、ANPEとUnédicとAssédicの三組織は2009年に統合され、失業保険事務は2009年以降、雇用局が実施している。統合以前はAssédicが失業保険制度への加入、保険料徴収、失業保険給付、報告資料作成等、窓口業務などの失業保険関連事務を行っていた。失業保険業務に関する年次報告書等は、現在もUnédicの名前で発行されている⁹。

5. 失業保険の財政責任を負う主体

失業保険制度は、労使代表の合意により定められた協定を政府が承認するかたちで成り立っている。労働組合中央組織（ナショナルセンター）と経営者団体が締結する全産業を対象

⁹ 労働問題リサーチセンター・日本生産性本部（2009）によれば、ANPEとUnédic及びAssédicの統合は、ANPEの窓口とAssédicの窓口が統合されるというもので、Unédic自体は存続している（36ページ）。求人求職関連及び失業保険関連業務の統合後も組織としてUnédicとして存在し、失業保険業務の年次報告書がUnédicの名前で発行されている。

とした労働協約に基づいて管理・運営されている。制度の根底にあるのは労働協約であるが、失業手当の給付要件をはじめとする制度の基本的な枠組みは労働法典に規定されているため、労使による自由な協約というよりも法定の制度という性格が強い。このように失業保険の財政責任を負う主体は、労使団体及び国ということになる。

6. 職員数・職員の身分

(1) 職員数

雇用局の年次報告書 (Pôle Emploi, 2014) によると、2013年の雇用局の職員数は5万3,000人であった。最新の数値ではないが、旧組織との関係がわかる職員数の構成は2010年のデータ¹⁰によると、雇用局の職員数は約4万4,500人で、ANPE (2万8,600人) およびUNÉDIC、ならびにAssédic (1万4,900人) の元職員である。ANPEとAssédicの共同窓口は、総数900余りが2009年末までに予定されていた¹¹。失業者(求職者)に直接接する職員 (再就職指導カウンセラー=conseiller、以下、カウンセラー) は、平均として1名で約90人の求職者のサポートに当たっている。ちなみにEuropean Commission (2014) に記載された雇用局職員数及びカウンセラー数は図表3-2の通りである。

図表3-2 雇用局職員総数及び直接求職者に対応する職員総数

本局の雇用局職員総数 (フルタイム換算) ¹²	2,391.21人
地域及び現地事務所の雇用局職員総数 (フルタイム換算)	46,768.49人
地域事務所のカウンセラー	84.7%

(2) 職員の身分¹³

雇用局職員数5万3,000人 (2013年) のうち、フルタイム労働者数換算では、4万7,218人となる。そのうち、4万3,321人が無期雇用契約 (CDI)、2,682人が有期雇用契約 (CDD)、1,215人が特殊雇用契約 (将来契約 (Contrat d'avenir) など) を締結して就労していた。

職員の配置状況は不明であるが、2013年前半時点でカウンセラーは、2万9,000人であった。

職員の身分は、ANPEが公的部門、Unédicは民間部門となっていたが、2010年1月以降、旧Unédicの職員及び新たに採用される職員は民間部門、旧ANPEの職員は、公的部門か民間部門の身分を選択することになった。公的部門としての身分は、雇用局職員の身分に関する政令¹⁴などにに基づき、準国家公務員¹⁵という位置付けである。それに対して、民間部門の職員

¹⁰ Kaltborn et al. (2011)

¹¹ 最新の実現状況については、情報がないが一般的に雇用局の支所の数は900から1,000とされている。

¹² パートタイムの職員全員の所定内労働時間の和を、フルタイム職員の所定内労働時間で除した値。例えば、パートタイムの労働者2人は、フルタイム労働者数換算では、1人となる。

¹³ 本項目を執筆するにあたって、藤本玲氏 (パリ・デカルト大学 (パリ第5大学) 博士課程) の協力を得た。

¹⁴ Décret n° 2003-1370 du 31 décembre 2003, fixant le statut applicable aux agents contractuels de droit public de Pôle emploi

¹⁵ agent public non titulaire de l'Etat

としての身分は、民間企業の雇用労働者と同様に、労使協約¹⁶にその詳細（労働条件等）が定められている。

そのため、賃金は公的部門の職員としての身分で就労する者と、民間部門の職員としての身分で働く者で異なる。例えば、公的部門の職員としての身分で就労する者にのみ、扶養家族手当や困窮都市地区（ZUS）¹⁷勤務手当などが支給される一方、クリスマス手当やヴァカンス手当など（合計で2カ月分以上の賃金に相当）は、民間部門の職員としての身分で就労する者にのみ支払われる。その結果、雇用局職員のジャン＝シャルル・ステイジェ氏は、2014年12月9日、「現在、同じ業務で、公的部門の職員として就労しているカウンセラーは、民間部門の身分で就労しているカウンセラーと比べて、22%低い賃金である」と指摘している。

また、健康保険に関しては、公的部門の身分で就労する職員も民間部門の身分で就労する職員のいずれもが一般制度¹⁸に加入するが、加入する健康保険補足制度は異なる。

公的年金制度については、「基礎部分」及び「補足部分」に関しては、同じ制度に加入するが、「再補足部分」は、公的部門の身分で就労する職員にのみ適用される。したがって、仮に賃金が同額でも、公的部門の身分で就労する職員と民間部門の身分で就労する職員の年金額が異なることになる。

そのほかにも、民間部門の身分で就労する職員は、勤続15年を超える者には有給休暇日数が上乘せされるが、公的部門の身分で就労する職員にはそれがない。さらに、年齢を理由にした解雇（定年）は、公的部門の身分で就労する職員に対しては67歳以上で可能であるが、民間部門の身分で就労する職員は70歳以上でなくてはならない。また、年金生活に入るために退職した場合、民間部門の身分で就労する職員には退職金が支給されるが、公的部門の身分で就労する職員には支給されない。

逆に、通勤に掛かる交通費の半額支給や食費（昼食費）補助に関しては、公的部門の身分で就労する職員と民間部門の身分で就労する職員の間で差はない。また、失業した場合の扱いも差はなく、失業保険に関する全国労使協約に基づいて処理される¹⁹。

国民議会の特別委員会の報告書²⁰によると、2013年時点で、雇用局の職員の9割が、民間部門の身分で就労していた。また、2014年12月9日、公的部門の職員として就労している雇用局の職員のストライキが行われたが、その際の報道でも職員の1割弱に当たるおよそ5,000人が公的部門の身分で就労しているとされていた。このようなことから、ANPEと

¹⁶ Convention collective nationale de Pôle emploi

¹⁷ Zones Urbaines Sensibles : 様々な社会問題を抱え、その解決に優先的に取り組む地区。

¹⁸ régime général de la Sécurité sociale

¹⁹ 雇用局の公務員としての職員と民間部門として職員は、賃金や労働時間等の労働条件は異なるが（民間部門としての職員は労働協約で労働条件が決定）、ともに職務命令に従う義務、守秘義務等は同等のものであり、雇用主である雇用局の職員に対する保護規定（心身の安全を保障）は、公的部門の身分で就労する職員と民間部門の身分で就労する職員のどちらにも適用される。

²⁰ Iborra (2013)参照。

Unédicの統合時は、3分の2の職員が公的部門の職員だったが、賃金の高さなどから²¹、民間部門の身分を選択した旧ANPEの職員が多かったことが判る。民間部門の身分を選択した者が多かったため、2.5億ユーロの労務費が増加したと雇用局では推定している。

第2節 業務実施状況および主要指標

1. 国以外の行政組織（地方自治体等）との連携

(1) 地域評議会、県評議会、地域ミッション等

フランスにおける公共職業安定行政は、県、郡評議会又は地域レベルの関連部局などの地方機関との連携で行われている²²。国以外の行政機関とのパートナーシップについては図表3-3のとおりである。

図表3-3 雇用局（公共職業安定）業務の地域組織

パートナー	パートナーシップの目的	パートナーシップの取決め
地域評議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練、経済発展という観点での地方発展に関する合同評価（訓練ニーズの分析、地方の魅力、求職者支援） ・ 公共オリエンテーション・サービスの設置：雇用機会、訓練の実施、支援のための財源 ・ 職業訓練と学習：訓練への参加、訓練開発のための地域計画契約（Regional Plan） contract）の交渉 	フランス地域協会との取決め及び各地域評議会との年次地域取決め
県評議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最低補償給付（積極的連帯所得手当（Revenu de Solidarité Active）（RSA））の実施 ・ 障害者に対する県営住宅サービスの実施：職業ガイダンス、訓練、監視、評価 ・ 社会的支援及び専門的支援の分野における県政策を定め、社会参入支援の必要性を明らかにし、関連の社会参入支援措置をオファーし計画する県の社会参入支援プログラムの管理 ・ 補助金付雇用契約の管理 ・ 若年者支援基金の特性に関する助言的意見 	フランス県協会との取決め社会参入支援、ガイダンス、支援取決めの地方協定雇用へのアクセスに関する取り決め
地方自治体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貧困市街地の社会的団結のための契約 ・ 雇用局は、市長に対し各町の求職者リストに関する情報を提供する。 ・ 地方自治体のジョブセンターである雇用センター（Maisons de l'emploi）と協力して現地雇用及び雇用へのアクセスの進展を確保する。 	雇用センターに関する労働省、雇用局、都市雇用協会（Association Ville Emploi）（AVE）の間の国内枠組みの取決め
地域ミッション（Missions locales）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用局は、若年者が特に若年者を対象にした助言の恩恵を受けられるよう、また、仕事又は職業訓練に関連した助言の恩恵を受けられるよう、地域ミッションに誘導することができる。 	国家、雇用局、地域ミッション間のパートナーシップ取決めにおいて創出されたPEと地域ミッション間の取決め

²¹ 給与水準が民間部門の職員として選択した場合、約20%高くなったとされている。

²² European Commission (2014) 2 ページ参照。

(2) 市町村議会が主体となって設立される若年支援²³

特に若年者支援について市町村（コミューン）議会が主体となっているものとして、受入れ・情報提供・指導センター（Missions locales et PAIO, Permanence d'Accueil d'Information et d'Orientation）がある。法的にはほとんどが非営利団体（NPO法人）の形態をとっており、財源は国、コミューン、州、欧州委員会、県が負担している。平均的な負担の内訳は、国が34%、コミューン及びコミューン間広域行政組織が25%、州が18%、欧州社会基金（欧州委員会）が10%、県が5%、その他の公的・私的機関が8%を負担している形となっている。ただ、これは全国平均であって実際の出資者や財源構成は個々の受入れ・情報提供・指導センターによって大きな幅があるとされている。

2. 業務の民間委託の状況

(1) 求職者の再就職支援の民間委託²⁴

雇用局は2008年の経済・金融危機を発端とする失業者の急増に対応するため、民間の職業斡旋業者（opérateurs privés de placement : OPP）に対して、再就職が困難な状況にある求職者の再就職支援業務を委託した。これは、Trajectoire emploi（直訳すれば、就労軌道、以下、TRA）プログラムと名付けられ、2009年9月から本格実施された。このプログラムは、困難な状況に直面している求職者の再就職支援を民間の職業斡旋業者が6カ月間行うというものだった。一方、雇用局も同じく困難な状況に直面している求職者に対して、従来の再就職支援をより強化したCap vers l'entreprise（直訳すれば、企業への針路、以下、CVE）プログラムを展開した。この雇用局の再就職支援強化の期間は、原則として6カ月間で、カウンセラーとの接触頻度を増加させるなどの施策を行った。

雇用局と労働省の調査・研究・統計推進局（DARES）は、これらの再就職支援強化プログラムの有効性などを検証するため、2009年11月と2010年3月における当該プログラムが適用された求職者を対象とした追跡調査を行った²⁵。調査結果によると、2009年9月から2011年6月の間に、18万人の求職者が民間の職業斡旋業者のTRAプログラムの下で再就職活動をおこなった。同期間に雇用局のCVEプログラムの下で再就職活動をしたのは4.9万人であった。

このプログラム開始8カ月後に就労していた者の比率は、民間の職業斡旋業者の支援（TRAプログラム）の下で再就職活動を行った者については38.3%、雇用局のCVEプログラムの下で再就職活動をした者では43.3%であった。このように、開始8カ月後に就労していた者の比率はCVEプログラムの方が高かったものの、対象地域別に見てみると民間プログラムも再就職達成が高くなっていた。広域でTRAプログラムを展開する民間の職業斡旋業者の

²³ 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）（2007）参照。

²⁴ 本項目を執筆するにあたって、藤本玲氏（パリ・デカルト大学（パリ第5大学）博士課程）の協力を得た。

²⁵ Bonnet et al. (2012)

下で再就職活動を行った者に限れば41.2%となっており、雇用局による支援強化プログラムの場合に近い水準であった。逆に、2 地方圏以下で展開している民間の職業斡旋業者の下で再就職活動を行った者のうち、支援強化プログラム開始 8 カ月後に就労していたのは36.4%であった。また、支援プログラム開始 8 カ月後に失業者であった者の比率は、TRAプログラムの下で再就職活動を行った者で50.3%、CVEプログラムの下で再就職活動をした者で45.7%であった。その他、TRAプログラム、CVEプログラム双方とも、支援プログラム開始 8 カ月後に、およそ 5 %が起業の準備中か再就職が内定しており、3 %程度が職業訓練中、3 %弱が未就業であった。

支援プログラム開始 8 カ月後に就業していた者のうち、安定した雇用契約（無期限雇用契約（CDI）か 6 カ月以上の有期雇用契約（CDD））の雇用労働者の割合は、民間の職業斡旋業者の支援（TRAプログラム）を受けて再就職できた者の52%であったのに対して、雇用局のCVEプログラムで再就職できた者では58%であった。これに、起業者や契約期間が 6 カ月以上の派遣などの職に就いていた者も含めると、TRAプログラムで再就職できた者の60%、CVEプログラムで再就職できた者の65%が安定した職に就いていた。したがって、支援プログラム開始 8 カ月後に安定的な職（起業者なども含む）に就いていた者の比率は、TRAプログラムを受けた者の23%、CVEプログラムを適用された者の28%であった。なお、安定的な職に就くまでの平均期間は、TRAプログラムを受けた者も、CVEプログラム適用者もともに4.5カ月であった。このように、民間のプログラムは、雇用局のプログラムと比べて、わずかながら効果が低い、その差は縮まる傾向が見られたという。これは民間の職業斡旋業者の求職者支援方法に改善が見られるためと考えられている。

ただ、支援プログラムを受けた者の学歴や職業能力の違いについても加味すれば、また違った結果が見えてくる。というのはTRAプログラムを受けた者と、CVEプログラムを適用された者の学歴や職業能力は異なっていたからである。例えば、バカロレア（高校卒業及び大学入学資格）以上の資格を持っていない者の比率は、TRAプログラムを受けた者では47%であったのに対して、CVEプログラムを適用された者では36%であった。また、失業前に非熟練の現場労働者（ブルーカラー）や一般事務職に就いていた者の比率は、TRAプログラムを受けた者では30%であったのに対して、CVEプログラムを適用された者では24%であった。さらに、失業者登録の期間はTRAプログラムの受講者では11.3カ月であったのに対して、CVEプログラムを適用された者では8.7カ月であった。このように両方で求職者に学歴や経歴の違いがあることによって、TRAプログラムとCVEプログラムの効率（再就職者の比率）の違いが見られた可能性もある。

これを踏まえて他の条件を一定にすると、すなわち学歴や職業能力、失業期間などの違いを加味して統計処理した場合、支援プログラム開始 8 カ月後に就労していた者の比率は、雇用局のCVEプログラムの下で再就職活動をした者の場合と比べると、広域で展開する民間のTRAプログラムの下で再就職活動を行った者では3.2ポイント低く、しかも 2 地方圏以下で

展開している民間の職業斡旋業者の下で再就職活動を行った者では5.8ポイント低いという結果となった。また、安定的な職に就いていた者の比率も、CVEプログラムの下で再就職活動をした者の場合と比べて、広域で展開するTRAプログラムの下で再就職活動を行った者で3.7ポイント低く、さらに2地方圏以下で展開している民間の職業斡旋業者の下で再就職活動を行った者で5.0ポイント低かった。

なお、支援プログラム開始8カ月後に就労していた者を、失業前の雇用形態と比較すると、無期雇用契約（CDI）の比率が低下した一方、有期雇用契約（CDD）や派遣の比率が上昇していた。また、安定した職に就いている者の比率やフルタイムで就業している者の比率も失業前より低く、平均賃金も低下した。さらに、就労する産業や職種が変わった者も半数に上った。支援プログラム開始8カ月後に就労していた者の3割は、就職するために、賃金や通勤時間などで自分の要望を譲歩したと考えている。しかしながら、支援プログラム開始8カ月後に就労していた者の多くは、労働条件（労働時間や職種、通勤時間など）に満足しており、この点において民間のTRAプログラムを受けた者と、雇用局のCVEプログラムを適用されていた者の間で差異が見られない。

DARESによる検証の他に、求職者の再就職支援の民間委託に関する報告書が、会計検査院（Cour des comptes）によって2014年7月8日に公表された。その報告書によると、雇用局は失業者の再就職に関して、民間の職業斡旋業者より優れていると評価している。その理由として雇用局が民間の職業斡旋業者を選定する際、業務の内容の視点、すなわち求職者の再就職を達成する実績面よりも、費用の視点、つまり低い価格で事業を請け負う側面が重視されていると指摘している。それは、民間の職業斡旋業者の中には求職者の再就職を支援するノウハウや実績が十分でないにもかかわらず、過度に費用を低く抑えて再就職事業を請け負う業者が存在しているというのである²⁶。その結果、雇用局が行うより、民間職業斡旋業者の再就職率が低くなっているという。支援プログラム開始8カ月後、13カ月後、18カ月後の時点で就業していた者の比率で比較していずれの場合も雇用局が実施した方が率が高いという結果となっている²⁷。この評価結果に基づき、業者選定の際、価格面よりも内容を重視するよう、会計検査院は勧告している²⁸。

（2）民間を活用したキャリアガイダンス事例

労働政策研究・研修機構（2014）は、欧州諸国における民間組織を活用したキャリアガイダンスについて紹介している。フランスについては経営者団体による事業が紹介されている。

管理職雇用協会（APEC : L'association pour l'emploi des cadres）は、管理職雇用市場の

²⁶ この民間委託に関する予算は、2013年で1.45億ユーロと、前年の1.86億ユーロより減少しており、コストを削減するという側面では効果が見られる（報告書22ページと34ページに記載されている）。業者の選定に関しては報告書の8ページや42ページに記述されている。

²⁷ 報告書75ページ参照。

²⁸ 報告書70ページ参照。

機能を改善することを目的として1996年にソーシャルパートナーによって設立された。同協会には国内に45のセンターがあり、870の協会と協力している。このうち640はリクルートとキャリア管理のスペシャリストである。40万人の管理職と2万5,000社がAPECのサービスを利用している。管理職はカスタマーリレーションズセンターを通してAPECが提供するサービスに関する情報を得ることができる。センターは管理職にアドバイスをし、APECのコンサルタントに紹介する。APECは雇用主と管理者に合ったサービスを開発し、業務管理者と人事専門家に管理職のリクルートについてアドバイスをする。雇用主が利用できるサービスは、管理職雇用市場の理解向上、雇用主が必要としている能力の特定の援助、求人のポストに適合する候補者とのコンタクトなどである。APECは、職業生活の各段階で仕事を探す管理職と最高幹部の能力評価（職業能力認証の実施を含む）と弱点の評価を援助することによって、フランス国内に限らず国際レベルで支援している。

1998年に設けられたAPECのウェブサイト（www.apec.fr）には、管理職と新規卒業者を対象とする1万1,000件の求職を含め、登録ユーザーに詳細情報とアドバイスを提供している。対象分野は管理職市場とフランス国外での訓練と就労を選択する管理職を採用する企業である。

2006年にAPECは新規に個別オンライン情報・アドバイスサービスを開始した。フランス国外居住者を含む管理職は、履歴書を掲示しキャリア計画を策定し、オンラインで求人を探すことができる。利用者はAPECアカウントを開設しなければならない。このアカウントで求職を個別管理することができ、利用者に合わせたガイダンスとキャリア開発支援をAPECのコンサルタントから受けることができる。また、Eメールで求人を受けることができる。3通の履歴書を作成し、pdf形式やワード形式で保存することができる。特定の地域や職業セクターを対象とする個別情報を登録ユーザーに送ることができる²⁹。

3. 主要な労働市場の指標

フランスにおける失業者（失業率）に関する指標は、毎月公表されている雇用局発表の「求職者数（Demandeurs d'emploi）」と国立統計経済研究所（INSEE：L'Institut national de la statistique et des études économiques）が四半期に1回発表する失業率がある。フランスの失業率は2013年から2014年にかけて過去最悪の水準にある。ILOの統計基準に即した指標がINSEEによって公表される数値であるが、労働省の失業対策の基本としている数値は、雇用局発表の求職者数である。

フランスでは失業対策の基本となる数値として5種類の求職者数を念頭においており、雇用局に登録された求職者はA～Eの5つのカテゴリーに分類される。カテゴリーAの求職者とは、積極的に求職活動を行っている求職者のうち、1カ月間に一切の就労活動を行わなかつ

²⁹ 労働政策研究・研修機構（2014）（資料シリーズ No.132、85 ページ参照。）

た者を指す。カテゴリAの求職者が「失業者（Chômeur）」または「狭義の求職者」として扱われることが多い。カテゴリBとは、積極的な就職活動を行っている求職者のうち、1カ月間に78時間以下（一時的な）就労をした者であり、1カ月間に78時間を超える就労活動を行った者をカテゴリC)の求職者としている。カテゴリA～Cの求職者は、1カ月間に積極的に就職活動を行っていた求職者である。積極的な就職活動を行っていても、雇用局に求職者登録をすることが可能な場合がある。職業訓練中や病気療養中で無職の者は、積極的な就職活動を行っていても求職者登録が認められ、カテゴリDと分類される。また、同様にある種の特種雇用契約を締結して就業している者などは、積極的な就職活動を行っていても求職者登録が認められ、カテゴリEに分類される。ILOなどによる失業者の定義に従えば、カテゴリB及びCの求職者は就業実績があるため、カテゴリD及びEの求職者は積極的な就職活動を行っていないため、失業者には当てはまらない。

最近の求職者数を示す労働統計によると³⁰、カテゴリAの求職者数は2014年10月の終わりの時点で348万8,300人（フランス本土）である。INSEEが発表している失業率の最新数値は、2014年第3四半期で10.4%となっている。男女別では男性が185万人に対して女性が163万8,300人。年齢別では25歳未満が54万5,800人、25歳以上49歳以下が212万6,200人、50歳以上が81万6,300人となっている。

失業期間別の統計は、カテゴリA、B、C合計としてのみ公表されている。カテゴリA、B、C合計の人数は517万6,300人であるが、そのうち失業期間が3カ月未満は113万2,600人、3カ月以上6カ月未満は79万8,200人、6カ月以上12カ月未満は101万9,500人、1年以上2年未満は102万6,900人、2年以上3年未満は50万6,600人、3年以上では69万2,500人となっている（図表3-4参照）。

図表3-4 主要な労働市場統計

カテゴリ別	求職者数	割合(%)	期間別	求職者数	割合(%)
カテゴリA	3,488,300	67.4	3カ月未満	1,132,600	21.9
カテゴリB	672,300	13.0	3～6カ月	798,200	15.4
カテゴリC	1,015,700	19.6	6～12カ月	1,019,500	19.7
A+B+C	5,176,300		1年～2年	1,026,900	19.8
			2年～3年	506,600	9.8
男性	1,850,000	53.0	3年以上	692,500	13.4
女性	1,638,300	47.0			

出所：労働省公表資料より作成

³⁰ 労働省ホームページ参照。2014-103・Demandeurs d'emploi inscrits et offres collectées par Pôle emploi en novembre 2014 (24 décembre 2014)

4. 主要業務指標

本節では、雇用局が行っている業務の評価指標について、Nunn（2012）及びKaltenborn et al.（2011）と、その原典であるChertier et al.（2009）を参照することによって、雇用局が組織として実施している業務評価、目標管理の手法と2008年10月時点での評価結果の概要について説明する。

（1）雇用局の目標管理

雇用局各所ごとの評価を対外的に公表しているものは確認されていない。対外的に公表している事例として、雇用局組織全体の目標管理が運営主体である労使による協定に明記されている。そこには、評価方法・評価の指標はあるものの、後述するとおり職員個々人の順位付けや処遇への反映等を行われていない。

雇用局創設（ANPE、Unédic統合）にともなって、3つのパートナー機関が2009年4月に締結した協定の枠内で、雇用局は組織面の一連の基準を満たすように改革を求められることとなった。目標管理の指標及び期限が「2009年4月2日の全国協定」の別添に明記されている。この時点の達成状況は2010年9月28日時点でのものであるため、少々古い資料であるが図表3-5から図表3-9の通りである。これ以降の同内容の調査については、今回の調査の結果では未詳である。

まず、図表3-5は雇用局創設に際して設定されたモニタリング指標である。

図表3-5 雇用局創設に際して設定された業務効率の指標

プロセス指標	目標基準	達成状況 (2010年9月28日現在)
初回求職照会の処理期間	求職照会から5日以内に、カウンセラーとの個別面談を含め、最初の処理を行う	照会の95%で達成
求職者1件当たり処理期間	15日以内に処理を完了する	全事例の95%で達成
電話ホットラインサービス情報	求職者・相談者の照会の80%を、ホットライン経由とする	照会の69%
電話ホットラインサービス情報	利用者からの照会の100%を、ホットライン経由とする	照会の85%
サービスを実施するフルタイム従業員の割合(全従業員に対する比率)	2011年末までに83%に引き上げる	79.5%
カウンセラーの担当率（1人当たりの担当求職者数）	カウンセラー1名で平均90人の求職者を担当する	

出所：Kaltenborn et al. (2011)に基づきChertier et al. (2009) を参考に作成。

（2）成果測定のための指標

成果指標は、主に顧客の満足度、求職者数および求人件数の現状、ならびに職業紹介が成功し、再就職した求職者に関する指標である。図表3-6は、これらの指標および目標基準をまとめて示したものである。

図表3-6 雇用局における成果指標

成果指標	目標基準	達成根拠と期間	達成状況等 (2010年9月28日現在)
雇用局のサービスに満足な求職者の割合	満足度を、2011年末までに大幅に改善する	毎年実施する電話アンケート調査(Ipsos ³¹)	最初の電話アンケート調査は2008年10月
雇用局のサービスに満足な使用者の割合	満足度を、2011年末までに大幅に改善する	毎年実施する電話アンケート調査(Ipsos)	最初の電話アンケート調査は2008年10月
求人件数： 雇用期間6カ月以上の求人件数 ³²	2011年末までに 総数450万件	月次指標(Sage ³³)	計362万9,411件
紹介件数： 求人数の著しく少ない職業 ³⁴ における紹介件数	全紹介件数と求人数の著しく少ない職業における紹介成功件数の開きを縮める	今後策定予定の月次指標(Sage)	全国での紹介成功割合 89.8%
求職者中の長期失業者数 (季節調整済み、失業期間別)	実行可能化ないし方法論の具体化は、新規設置されたモニタリング委員会がなお検証中	名目指標；Concurrent Versions System (STMT ³⁵)	12カ月超登録している求職者107万6,125人(2008年11月末現在；名目人数)； 12カ月以下登録している求職者169万1,080人(直近18カ月に関する2008年6月末現在)
再就職者および無期限雇用再就職者の割合、そのうち優先的に対応を必要とする求職者の割合 ³⁶	再就職者および無期限雇用再就職者の割合を改善する ³⁷ ； 優先的に対応を必要とする求職者との差を縮める	3カ月毎(DARES ³⁸)	2007年基準値： ・全体6.7% ・RMI /RSA ³⁹ ：5.3% ・ZUS ⁴⁰ ：6.2% ・50歳以下：3.7% ・長期失業者(chômage de longue durée: CLD)：4.2% ・障害のある求職者：3.5%
雇用局の資金による職業訓練措置後6カ月以内の再編の割合、そのうち期限無し雇用再就職の割合	実行可能化ないし方法論の具体化は、新規設置されたモニタリング委員会がなお検証中	年次調査	

³¹ <http://www.ipsos.fr/Canallpsos/index.asp> 参照。

³² 期限付き求人件数、7カ月から12カ月まで、12カ月超および無期限労働契約。

³³ <http://www.sage.fr> 参照。

³⁴ 市場状況の悪い職業群は、地域ごとに異なる。各地域圏知事の了解を得て、2009年はじめにリストが作成される予定で、このリストは、2009年から2011年まで定期的に更新されるとされている。

³⁵ Statistiques mensuelles du marché du travail、月例労働市場統計。

<http://stats-emploi-lr.fr/Statistiques-mensuelles-du-marche> 参照。

³⁶ 優先に対応を必要とする求職者とは、50歳以下の者、社会扶助(RSA)受給者、社会的に問題のある地域(Zone Urbaine Sensible/ZUS)の居住者、とりわけ職業訓練を受けていない青少年(これについては利用できるデータがまだない)、長期失業者(chômage de longue durée/CLD)、ならびに障害者である。

³⁷ 求職者のうち、ある月内に再就職した求職者数と、前月末現在求職者登録していた者の比率。再就職者とは、長期的雇用(無期限の労働契約または最低6カ月の期限付き労働契約)を得た求職者である。

³⁸ Direction de l'Animation de la Recherche, des Etudes et des Statistiques(DARES) :

<http://www.travail-solidarite.gouv.fr/le-ministere,149/presentation-et-organigramme,249/le-ministre-du-travail-de-la,742/direction-de-l-animation-de-la,5609.html> 参照。

³⁹ Revenu minimum d'insertion = 社会参加最低所得手当受給者および Revenu de solidarité active = 積極的連帯所得手当受給者。

⁴⁰ 社会的に問題のある地域(Zone Urbaine Sensible/ZUS)の居住者。

(図表 3-6 の続き)

統一参入契約 (Contrat unique d'insertion : CUI) (Contrat Unique d'Inseration ⁴¹) 後6カ月以内の再編の割合、そのうち期限無し雇用再就職の割合 ⁴²	実行可能化ないし方法論の具体化は、新規設置されたモニタリング委員会がなお検証中		
個別再就職協定(CRP : Convention de reclassement personnalisé)および職業移行契約(CTP : Contrat de transition professionnelle)の満了後に再就職している求職者の割合	著しい進展	CRPに関しては、月次指標(GIDE ⁴³)がある。雇用局が管理するCTPの指標は、今後策定されなければならない	2008年 : 45.3% (CRP)

出所：図表3-5と同様。

(3) 求職者向けサービス評価指標

求職者向けサービスに関する指標は、主に求職者対応の手続きの処理内容、処理期間および手続き実行による成果である (図表3-7参照)。

図表3-7 雇用局の求職者向けサービスに関する指標

指標	目標基準	達成根拠と期間	達成状況 (2010年9月28日現在)
電話照会の成功割合	80%	月次指標(Prosodie ⁴⁴)	2008年 : 69.7%
雇用局との最初のコンタクトから5日以内に行われた登録の割合	95%	指標あり	2008年 : 89.4%
15日以内の応拒決断行為の割合 ⁴⁵ : ARE ⁴⁶ とASS ⁴⁷ 別	95%	AREに関する既存の月次指標(ALADIN ⁴⁸)	2008年 : 88%(ARE)
補助金申請処理のクオリティ指標 ⁴⁹ : AREとASS別	90%	AREに関する現存する月次指標(IQL ⁵⁰);ASSへ拡大予定	2008年 : 91.5%(ARE)

⁴¹ CUI は 2010 年 1 月 1 日から用いられており、それには商業部門の雇用イニシアチブ契約(Contrat Initiative Emploi: CIE)とその他の経済部門の雇用サポート契約(Contrat d'Accompagnement dans l'Emploi: CAE)がある。

⁴² その値は、現在は国立サービス決済庁(Agence de Service et de Paiement: ASP)に合併されている、国立農業構造調整センター(Centre National pour l'Amenagement des Structures des Exploitations agricoles: CNASEA)によって準備された、助成された契約全体に関する情報の引用である。

⁴³ Gestion Intégrée de Documents Electroniques は、民間の市場世論調査会社である。http://www.gide.net 参照。

⁴⁴ http://www.prosodie.fr 参照。

⁴⁵ 応拒決断件数全体に対する、15 日以内の応拒決断件数の比率。

⁴⁶ 雇用復帰支援手当 (Allocation d'aide au retour à l'emploi)

⁴⁷ 特別連帯手当 (Allocation de solidarité spécifique)

⁴⁸ ALADIN とは、レンヌ大学と国立調査センター(Centre national de la recherche scientifique: CNRS)のソフトウェア開発に関する数学的研究プロジェクトである。http://www.irisa.fr/aladin/fiche-00.htm および http://www.cnrs.fr 参照。

⁴⁹ 全処理件数に対する、決定に関係する特殊な経済的影響のない申請件数(法的請求の開始、再開、拒否)の比率。

⁵⁰ Interface graphique pour bases de données relationnelles(IQL)は、データ解析システムの名称である。

(図表 3-7 の続き)

担当基準 ⁵¹	Parcours renforcé ⁵² は当初、カウンセラー1名当たり求職者60人;CRPはカウンセラー1名当たり求職者50人	指標はあるが、いわゆる積極的業務分野(SMP ⁵³)に限定されている;再構築および種々のアフターケア措置(Parcours renforcé、助成された契約、非フルタイム雇用を有する求職者)に合わせる調整	2008年: SMPについては、平均求職者81人 SMPには内部担当の求職者約8名を加算 Cap Vers l'Emploi ⁵⁴ 最大求職者60人
各サービスタイプの中の求職者数 ⁵⁵	Parcours renforcéの中の求職者の割合の引き上げ	サービスラインアップの進展に応じて調整すべき指標(GIDE)	2008年: Parcours renforcéの中の求職者の推定割合16%
個人ケア・アフターケア月例面談の実施比率 ⁵⁶	65%	既存の月次指標(GIDE): 今後設けるべき、実際に面談が提案された求職者数と、その提案を受けるべき全求職者数の比率に関する指標	2008年: フランス本土(実際に提案を受けた求職者) 52%
月例のケアを受けるが、2カ月前から、一人の利用者とも接触させられなかった求職者の割合 ⁵⁷	50%	既存の月次指標(GIDE)	2008年: 64.8%
雇用局管理下の他の運営者組織によってケアされる求職者数	職業紹介者によってケアされる求職者10万人	全職業紹介業者に関する既存の月次指標(ALADIN);今後設ける、専門ネットワークに関する指標	専門ネットワーク、2008年の新規登録者数19万3,300人: ・APEC ⁵⁸ 3万人 ・Cap Emploi 6万3,000人 ・Missions locales 10万人 管理下の紹介組織:2008年の実質新規登録者4万4,687人

出所:図表3-5と同様。

⁵¹ 個々カウンセラーの担当している求職者と、雇用局の業務分野において1人以上の求職者を担当する個人カウンセラーの関係。

⁵² Parcours renforcéは、直訳すれば「(復職までの)経路の強化」であり、積極的措置のカタログの名称である。

⁵³ SMPはSuivi Mensuel Personnalisé(月間個人ケア・アフターケア)の略語である。

⁵⁴ Cap Vers l'Emploi(CVE)またはCap Emploiも、雇用センターの施設の場合と同様、職業紹介専門ネットワークであり、opérateur de placement prestataire(OPP)とも呼ばれる。

⁵⁵ 年初以降登録された総人数と現有求職者数、すなわち、月末時点の職業紹介件数に対する、現在求職者(各サービスタイプの登録されている職業照会)の比率。追加の 카테고리「その他または不特定の」サービスタイプの調整。

⁵⁶ 個人アフターケア月例面談の請求権を有する全求職者数に対する、個人アフターケア月例面談を利用した求職者数の比率。

⁵⁷ 2カ月以上前から1人の利用者とも接触させられなかった、月例のケアを受ける求職者数と、カテゴリ1、2および3の月末現在の職業照会の全件数。既述のとおり現在では求職者をAからEに区分して統計をとっているが、雇用局設立前は、1から8に区分していた。カテゴリ1は「期間の定めのないフルタイムの職を探している求職者」、カテゴリ2は「期間の定めのないパートタイム職を探している求職者」、カテゴリ3は「一時的もしくは季節的な期間の定めのある職を探している求職者」である。

⁵⁸ Association pour l'emploi des Cadres、管理職雇用協会。

(4) 利用者向けサービス評価指標

また、利用者向けサービスに関する指標には、求人案件紹介の平均件数、中小企業向けの紹介の割合のほか、保険料徴収率が含まれる（図表3-8参照）。

図表3-8 雇用局の利用者向けサービスに関する指標

指標	目標基準 2011年	達成根拠と期間	達成状況 (2010年9月28日現在)
紹介して成功したコンタクトのパーセンテージ ⁵⁹	80%	既存の月次指標(Prosodie)	
失業保険料の未徴収率	0.99%	現在のARE月額 (Cotrix ⁶⁰)	2008年：1.02%
求人の平均紹介処理期間 ⁶¹	38日	既存の月次指標 (Sage)	2008年：43.1日
利用者顧客数、そのうち中小企業 ⁶²	52万5000社、そのうち中小企業43万3000社	既存の月次指標(Sage)	2008年：47万9,000社、そのうち中小企業39万6,639社

出所：図表3-5と同様。

(5) 積極的職業紹介に関する指標

この他、積極的職業紹介に関する指標として、対象を絞った職業紹介の指標、例えば統一参入契約、熟練化契約といった雇用形態別の職業紹介達成率や求職者の保有する能力や知識を踏まえた職業紹介に関する指標（図表3-9参照）も設定されている。

図表3-9 雇用局による積極的職業紹介に関する指標

積極的職業紹介指標	目標基準 2011年	達成根拠と期間	達成状況 (2010年9月28日現在)
紹介成功件数、そのうち雇用期間6カ月以上の紹介件数 ⁶³	270万件、そのうち116万1,000件は6カ月以上	既存の月次指標(Sage)	2008年：218万2,272件、そのうち6カ月以上は88万6,290件(40.6%)
職業ガイダンス ⁶⁴ または能力評価のための特殊給付の受給者である求職者数	55万人	現存する月次指標 (Infoagir ⁶⁵)	2008年：43万8,150人
習得知識確認措置の求職者数	4万5,000人	既存の月次指標(GIDE)	2008年：3万5,679人

⁵⁹ 受けて処理した紹介件数から、紹介を中断した件数を差し引いたものの割合。

⁶⁰ Cotrix社は、スイスに本社を置く出版サービス企業である。

⁶¹ 各求人について、期間が初回照会から暦日で計算される。平均期間は全処理済み照会の平均値である。求人予定は除外されている。

⁶² 直近12カ月間に求人を最低1件出した会社数のうち従業員50人以下の中小企業の数。

⁶³ 雇用につながった、仲介されたコンタクト件数、内無期限または6カ月以上の期限付の雇用につながった、仲介されたコンタクト件数。

⁶⁴ 雇用局の適職を探る研修(bilan de competences approfondi: BCA)を受けた求職者数、あるいは評価のための給付の総数。

⁶⁵ 民間のネットコンサルティング会社、<http://www.infoagir.com> 参照。

(図表 3-9 の続き)

統一参入契約 (contrat unique d'insertion)、 熟練化契約 (contrat de professionnalisation) および 職業訓練契約 (Contrat d'Apprentissage) に基づき 雇用局によって仲介された 雇用例数	統一参入契約については、 地域圏協定に目標基準が ある 熟練化契約 2万5,000件 職業訓練契約 4万2,500件	既存の月次指標 (DARES) に 基づき今後設けるべき 指標 サブカテゴリーの決定： 統一参入契約は商業部門 とその他の経済部門別：熟 練化契約および職業訓練 契約	2008年： 熟練化契約および職業 訓練契約の紹介 5万 8,289件
求職監視 ⁶⁶	財政法参照	毎年実施される財政法の 成果プロジェクト「雇用 増・再就職」に定められて いる今後設けるべき指標	2007年： 1.6%
成功した(積極的)職業紹 介の費用 ⁶⁷	定量計算が必要か、モニタ リング委員会が決定する	雇用局の経理の枠内で再 び設けられなければならない 年次指標	2007年： 年間1,014ユーロ

出所：図表3-5と同様。

5. 最近の業務の動向

(1) 失業者の求職活動への監督強化措置

雇用局は2014年10月、失業者の求職活動の監視を強化する方針を固めた⁶⁸。その趣旨はレプサメン労相による同年9月の発言から伺い知ることができる。

レプサメン労相は9月2日、テレビ局とのインタビューの機会に、失業者の検査を強化する考えを表明した。失業者数が340万人に上る一方で、35万人分の求人が満たされずにいる状況はおかしいと言明、求職の意欲がない失業者は少数派ではあるが、しかるべき努力をしていない人は登録を抹消するための検査を実施すると説明した。この発言は与党の社会党内部からも、また労組からも強い反発を引き起こした。労働省は同日中に、労相の発言は既存の法令の適用を徹底する考えを示したものであり、新たな措置の導入を予告するものではないと釈明した。この結果、バルス首相による内閣改造以来で、政府が右寄りの傾斜を強めていることを印象付ける結果になった。

現行制度でも、失業者は「適正な就職斡旋」を理由なしに何度も拒否した場合や、雇用局との定期面接に出頭しなかった場合などに、登録を抹消される規定になっている。また、雇用局は1年ほど前から、4つの地域圏で試験的に検査官のチームを編成し、登録失業者の状況を検査する取り組みに着手している⁶⁹。

その後、10月15日までに失業者の求職活動への監督強化措置のテストを行い、2015年から本格的な実施をする予定と発表された⁷⁰。ただ、政府のこうした失業者の求職活動監視強化案に対して、与党の社会党内からも批判の声が上がっているという報道も見られる。

⁶⁶ 全求職者数に対する、給付が打ち切られたり、給付の減額されることなしに、警告を受けた、または補償を受けているもしくは補償を受けていない求職者の平均人数の比率。

⁶⁷ 雇用局の職業紹介予算と、積極的職業紹介成功件数の関係。

⁶⁸ Les Echos 紙 2014年10月10日参照。

⁶⁹ Le Monde 紙、Les Echos 紙、La Tribune 紙 2014年9月3日参照。

⁷⁰ Les Echos 紙 2014年10月16日参照。

(2) 失業手当の過剰支給の問題⁷¹

雇用局・調停人事務所が2013年7月10日に発表した活動報告によると、2012年に失業手当の過剰支給額は8億1,200万ユーロに上った。これは支出総額330億ユーロの2.5%に相当する。過剰支給額のうち、3分の2程度に相当する5億2,400万ユーロは既に回収されたという。

雇用局・調停人事務所は、雇用局と失業者の間の係争の調停役を果たす独立組織だが、過剰支給分の返還請求は、失業手当の支給額に関する訴え次いで調停人事務所への提訴件数では第2の案件となっている（全体の15%を占める）。

調停人事務所は、過剰支給が発生する主な理由として、失業手当と勤労所得の両取りを認める制度の複雑さを挙げている。この制度は錯誤の発生の75%の原因となっており、金額ベースでも65%程度を占める。両取り制度は就労へのインセンティブを高める効果があるものの、複数の雇用主の下で就労していたり、時間数が月により様々に変化するなどの不安定さのために、正確な数値の把握が難しかったり、計算の誤りなどが発生しやすくなる。種類別では、派遣雇用、ベビーシッター、ハウスキーパーなどでこの問題が発生しやすいという。過剰支給分の返還は、そもそも所得水準が低い受給者にとって大きな負担を求めることとなるため、係争に発展しやすい。調停人事務所は対策として、情報処理システムの改善や受給者への情報提供の強化、係員のトレーニングなどを勧告した。

(3) 選択と集中の体制へ

フランスでは、失業者数が増加し続けている中、一部の産業・職種では人手不足が続いている。雇用局の調査によると、2012年の1年間に、45万6,400件の求人（全求人数の15.1%）が採用に至っていない。雇用局は求人求職のマッチング機能強化に努めている。

2013年9月に公表された数値として、雇用局では237万人の失業者（求職者）に対して、2万500人の職員が職業紹介業務に従事している。単純計算では1人の職員が担当する失業者は約116人ということになるが、支局によっては1人の職員が300人の失業者を対応するケースも見受けられた。また、職業紹介サービスに関する地域間格差も確認されている。地域別にみて職員1人当たり担当する失業者数が最も多いのはフランス本土の北部のドゥエー郡（ノール・パド・カレー県）で192人である一方で、リル・ルッス（コルシカ島北部）では32人と、6倍の格差がある。ノール・パド・カレー県の失業率は全国平均よりも大きく上回っていたのに対して、コルシカ島は平均を下回ることから、失業率の高い地域で職員が少ないという問題が確認されたことになる。

このような問題や課題を踏まえて、雇用局では失業者を3つに類型化し雇用復帰支援を選択・集中的に行う方針を示した。まず、雇用復帰が困難な長期失業者13万3,000人（求職者の6%に相当）に対して、3,000人の職員が対応することになる。平均では職員1人当たり

⁷¹ Les Echos 紙 2013年7月11日参照。

約44人の失業者に専念し、最大でも70人を担当する体制になる。その上で、次に雇用復帰が困難とされる130万人（求職者の55%に相当）に対して1万2,400人の職員が担当する。職員平均107人、最大でも150人の体制となる。それ以外の求職者93万4,000人に対しては、職員5,100人が対応することになる。平均では1人当たり約183人であるが、最大でも200人から350人を1人の職員が担当することになる。雇用局のジャン・バセレス事務局長によると「この1年間に雇用復帰支援の専門アドバイザー数を6倍に増員したことによって、失業者へ眼の行き届いた体制となった」という⁷²。

[参考資料]

- Bonnet, Anita; Gaignon, Alexis; Parent; Gwenn et Pasquereau, Anne (2012) « Le recours aux opérateurs privés de placement pour l'accompagnement des demandeurs d'emploi en difficulté d'insertion », Repères & Analyses - Études, n° 35, Pôle emploi & DARES, janvier 2012
- Cour des comptes (2014), « Le recours par Pôle emploi aux opérateurs privés pour l'accompagnement et le placement des demandeurs d'emploi », Communication à la commission des Finances, de l'économie générale et du contrôle budgétaire de l'Assemblée nationale, Cour des comptes, mai 2014
- Dares (2014) «Demandeurs D'emploi Inscrits et Offres Collectées par Pôle Emploi en novembre 2014, Indicateurs (Décembre 2014 - N° 103) » (労働省公表資料)
(<http://travail-emploi.gouv.fr/IMG/pdf/PI-Mensuelle-TKTH14.pdf>)
- Chertier, Dominique-Jean; Charpy, Christian; Roux de Bezieux, Geoffroy; Thomas Annie, et Berard, Jean-Luc (2009) «Signature de la Convention Tripartite Pluriannuelle entre l'Etat, l'Unedic et Pôle Emploi et point sur la mise en place de Pôle Emploi», Bercy, Jeudi 2 avril 2009, Ministre de l'Economie, de l'Industrie et de l'Emploi
(http://www.economie.gouv.fr/files/finances/presse/dossiers_de_presse/090402conv_tripartite.pdf)
- European Commission (2014) Country name: France, PES name: Pôle Emploi (PE), PES Business models and country fiches (2014), Public employment services
(<http://ec.europa.eu/social/main.jsp?catId=105&langId=en>)
- European Commission (2014) “EEPO 2014 Small Scale Study on PES Business Models - Country Fiches - France”
- Iborra, Monique (2013) «Rapport d'information (N°1107) en conclusion des travaux de la mission sur Pôle emploi et le service public de l'emploi», Assemblée Nationale, juin 2013
(<http://www.assemblee-nationale.fr/14/pdf/rap-info/i1107.pdf>)
- Kaltenborn, B. N. Wielage; Bothmer, Anna von; Henkel, Anna Iris; Weishaupt, Timo; Buchholz, Hans-Ludwig und Oschmiansky, Frank (2011). “5 Frankreich”, 120-153, in *Zielsteuerung in der Arbeitsverwaltung - ein europäischer Vergleich*. Berlin, Ramboll Management.
(http://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/DE/PDF-Publikationen/fb-fb409-arbeitssteuerung.pdf?__blob=publicationFile)
- Nunn, Alex (2012) “Performance Management in Public Employment Services”, The European Commission Mutual Learning Programme for Public Employment Services, DG Employment, Social Affairs and Inclusion
- Pôle Emploi, 2014, «53000 Professionnels Mobilisés pour L'emploi», Rapport D'activité 2013
(http://www.rapport-annuel.pole-emploi.org/docs/Pole_Emploi_Rapport_annuel_2013.pdf)
(<http://www.rapport-annuel.pole-emploi.org/#>)
- Pôle Emploi, 2015, «Pôle Emploi 2015 au coeur de notre organization»,
(<http://www.pole-emploi.org/poleemploi/au-coeur-de-notre-organisation-@/13820/view-category-19505.html?>)
- 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）（2007）『ユースアドバイザー（仮称）の研修・養成プログラムの開発に向けた調査研究報告書』（調査研究委嘱先：株式会社野村総合研究所）平成19年3月
(<http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/use/>)
- 労働政策研究・研修機構（2014）『欧州におけるキャリアガイダンス政策とその実践②職場でのキャリア開発—就業者を支援するキャリアガイダンスのレビュー—』資料シリーズ No.132 平成26年3月26日
(http://www.jil.go.jp/institute/siryo/2014/documents/0132_02.pdf)
- 労働問題リサーチセンター・日本生産性本部（2009）『公的な職業紹介システムの今日的な意義に関する調査研究』労働問題リサーチセンター、日本生産性本部、2009.12

⁷² JILPT 海外労働トピック・フランス・2013年10月参照。
http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2013_10/france_01.htm

